

波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務及び現場技術業務委託に係る公募型プロポーザル入札説明書

1. 委託概要

(1) 委託名

波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務委託

令和6年度 波洲橋架替工事に伴う現場技術業務委託

令和7年度 波洲橋架替工事に伴う現場技術業務委託

令和8年度 波洲橋架替工事に伴う現場技術業務委託

(2) 業務実施場所

尼崎市東難波町3丁目・西長洲町3丁目及び扶桑町の各一部

(3) 業務等の内容

1) 詳細設計業務

① 業務内容

現地踏査および業務計画書作成

橋梁詳細設計 1式

護岸詳細設計業務 1式

波洲歩道橋撤去設計業務 1式

交差点詳細設計業務 1式

地質調査業務 1式

設計協議 1式

成果とりまとめ及び報告書作成 1式

打合せ協議 1式

② 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

③ 業務内容の詳細については、波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務及び現場技術業務 特記仕様書(案) (以下、「仕様書」という。)による。

④ 詳細設計業務における再委託できる部分は下記のとおりである。

ア) 特許技術に係る業務

イ) 地質調査業務

2) 現場技術業務

① 業務内容

業務計画の策定 1式

現場技術員の業務 1式

管理技術者の業務 1式

成果とりまとめ及び報告書作成 1式

② 履行期間

委託期間は、単年度契約とし初年度の詳細設計業務の契約者と令和6年度以降は随意契約する。初年度の開始日は詳細設計業務の工期変更により変わる可能性がある。

令和6年度 令和6年4月1日(予定)～令和7年3月31日まで

令和7年度 令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

令和8年度 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

③業務内容の詳細については、仕様書による。

④現場技術業務における再委託は、条件によって再委託を認める。詳細は、3.参加資格の要件(4)業務実施体制を確認すること。

(4) 提案上限額

令和6年度以降の提案上限額は、想定額である。

各年度の履行開始前に再契約の手続きを行う。

現場技術業務の令和6年度の提案上限額は工期が変動する可能性があるため予定額である。

1) 詳細設計業務

令和5年度 72,111,600円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

2) 現場技術業務(提案上限額は、令和5年度技術者単価で算出)

令和6年度 19,941,900円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和7年度 19,941,900円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

令和8年度 19,941,900円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(5) 支払方法

本業務の支払いに関しては、業務委託契約書【別添4】に示す。

(6) 契約等

1) 入札契約方式及び選定方式

本業務は、別途発注する「波洲橋架替工事に伴う技術協力業務委託」(以下、「技術協力業務」という。)と共同して実施することや、設計者の高度な技術を詳細設計に反映させるため、技術提案等を求めるとともに、ヒアリングを実施した上で、技術提案等を総合的に評価し、設計者を選定する「公募型プロポーザル方式」(以下、「本プロポーザル」という。)とする。

2) 段階的選抜方式

本プロポーザル方式は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第16条に規定する「段階的選抜方式」を参考とし、参加資格があると認められた者のうち、一次審査評価点の合計が上位の者を選抜し、技術提案書の提出要請を行う。

ただし、一次審査、二次審査の審査評価点が、選定委員会で設定した基準(別表1、別表2参照)に満たない場合は、技術提案書の提出要請や優先交渉権者を特定しない場合がある。

3) 優先交渉権者及び交渉権者

本業務は、参加資格確認申請を行った者のうち、参加要件を満たした者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と契約が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降契約が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

4) 随意契約

波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務委託の受託者との現場技術業務に係わる契約は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1号第2号及び尼崎市契約規則第3条第2項第13号に基づく随意契約とする。

各年度の現場技術業務の契約額は、各年度の技術者単価に修正する。

ただし、令和7年度以降の現場技術業務については、令和6年度の現場技術業務の履行状況によっては契約を締結しない場合がある。

2. 事務局

(1) 担当課 尼崎市 都市整備局 土木部 橋りょう維持担当

〒661-0979 兵庫県尼崎市上坂部 2-1-9

TEL：06-6415-6223（道路維持担当内）

FAX：06-6498-7112

Email：ama-kyoryo@city.amagasaki.hyogo.jp

※ 開庁時間は土日祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで

3. 参加資格の要件

参加資格は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、本業務に係る参加資格の審査の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 企業に対する要件

1) 基本的要件

ア) 単体企業

- ①消費税及び地方消費税などの納税義務を果たしていること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③尼崎市入札参加停止等の措置に関する要綱による指名停止を受けていないこと。
- ④尼崎市暴力団排除条例の施行に伴う市の契約から暴力団を排除するための措置に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤尼崎市令和4・5年度登録業者名簿に登録されている者。
- ⑥他の波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務及び現場技術業務の設計共同体の構成員もしくは他の参加企業の再委託先企業となっていないこと。
- ⑦建設コンサルタント登録（鋼構造及びコンクリート部門）していること。

イ) 設計共同体

代表構成員が上記ア) ①から⑦に掲げる条件を満たしており、かつ構成員が上記ア) ①から⑥に掲げる条件を満たした者で構成される設計共同体であること。

2) 資本関係又は人的関係

技術提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。b)において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。b)において同じ）の関係にある場合
- b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但しa)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3号の2に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再

生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

①会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

②会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③会社法第2条第15号に規定する社外取締役

④会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

iv. 組合の理事

v. その他業務を遂行する者であつて、iからivまでに掲げる者に準ずる者

b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア）又はイ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3) 業務実績

「国・地方公共団体・高速道路会社[※]」から受注した同種又は類似業務において、平成25年度以降公示日までに完了した1件以上の実績を有していなければならない。ただし、下記3.(2)1)配置予定技術者に対する要件で、統括管理技術者及び照査技術者が同種・類似業務実績を有する場合は、企業の業務実績は求めない。

※高速道路会社とは、高速道路株式会社法に基づく会社を示す。

・同種業務：2径間以上の道路橋の架替のための詳細設計業務（道路橋の撤去設計を含む）

・類似業務：2径間以上の道路橋の新設のための詳細設計業務

2径間以上の道路橋の架替のための詳細設計業務（道路橋の撤去設計は含まない）

設計共同体で応募する場合は、代表企業が業務実績を保有していること。

但し、以下の業務は実績として認められない。

ア) 同種又は類似の実績として確認できない業務

①一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム」（以下「テクリス」という。）に登録されているが、「業務概要」、「業務キーワード」、「業務分野」の内容で同種又は類似の実績として確認できない業務。

②業務実績を証明するために添付した書類で同種又は類似の実績として確認できない業務。

イ) 再委託による業務

(2) 配置予定技術者に対する要件

1) 統括管理技術者及び照査技術者（詳細設計業務）

統括管理技術者及び照査技術者は以下の①から③に示す条件を満たす者であることとする。

①技術者資格等

以下のいずれかの資格を保有していること。

- ・技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」とし、選択科目は「鋼構造及びコンクリート」とする）
- ・RCCM（業務に該当する登録技術部門）
- ・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）

②同種・類似業務実績

平成25年度以降公示日までに完了した以下のいずれかの実績を有する者。ただし、上記3.(1)3)の企業の業務実績で、企業が同種・類似業務実績を有する場合は、統括管理技術者及び照査技術者の業務実績は求めない。

- ・同種業務：2径間以上の道路橋の架替のための詳細設計業務（道路橋の撤去設計を含む）
- ・類似業務：2径間以上の道路橋の新設のための詳細設計業務
2径間以上の道路橋の架替のための詳細設計業務（道路橋の撤去設計は含まない）

③参加表明者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること。

2) 主任技術者（橋梁詳細設計）

橋梁詳細設計については、以下のいずれかの資格を保有している者かつ参加表明者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある主任技術者として配置すること。

橋梁詳細設計の主任技術者は、統括管理技術者とは兼務できない。

- ・技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」とし、選択科目は「鋼構造及びコンクリート」とする）
- ・RCCM（業務に該当する登録技術部門）
- ・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）
- ・これと同等の能力と経験を有する技術者

3) 主任技術者（地質調査業務）

地質調査業務は再委託してもよいが、以下のいずれかの資格を保有している者かつ参加表明者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係にある主任技術者として配置すること。

- ・技術士（「総合技術監理部門」又は「建設部門」とし、選択科目は「土質及び基礎」とする）
- ・RCCM（業務に該当する登録技術部門）
- ・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）
- ・これと同等の能力と経験を有する技術者

4) 現場技術業務の管理技術者及び現場技術員

技術者の配置については、基本協定書【別添2】に基づき詳細設計業務完了1ヶ月前までに配置を準備すること。

①現場技術業務の実施体制

現場技術業務の実施体制は、管理技術者（現場技術業務）と現場技術員の2名を基本とし、統括管理技術者が管理技術者（現場技術業務）を兼ねる場合は統括管理技術者と現場技術員の2

名、兼ねない場合は統括管理技術者、管理技術者（現場技術業務）及び現場技術員の3名体制とする。統括管理技術者及び管理技術者（現場技術業務）は非常駐、現場技術員は常駐とする。

②管理技術者（現場技術業務）

管理技術者（現場技術業務）は、以下のいずれかの資格等を保有していること。また、以下のいずれかの資格等を保有していれば統括管理技術者が兼務することができる。

- ア) 一級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括を5年以上継続している
- イ) 技術士（建設部門）の資格の取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している
- ウ) 発注者が上記ア) 又はイ) と同等以上の知識及び技術又は、技能を有すると認めた場合

③現場技術員

現場技術員は、以下に示すいずれかの資格等を保有していること。

また、以下のいずれかの資格等を保有していれば詳細設計業務での担当技術者を配置することができる。

- ・一級土木施工管理技士の資格を有する
- ・二級土木施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する
- ・大学卒業後5年、短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年以上の実務経験を有する場合

(3) 配置技術者の交代に関する要件

本業務は複数年に亘り実施するため、統括管理技術者、管理技術者（現場技術業務）、現場技術員については各年度契約前に交代することを発注者と協議することができる。

ただし、交代する技術者は、配置予定技術者に対する要件を満たしている場合に限る。

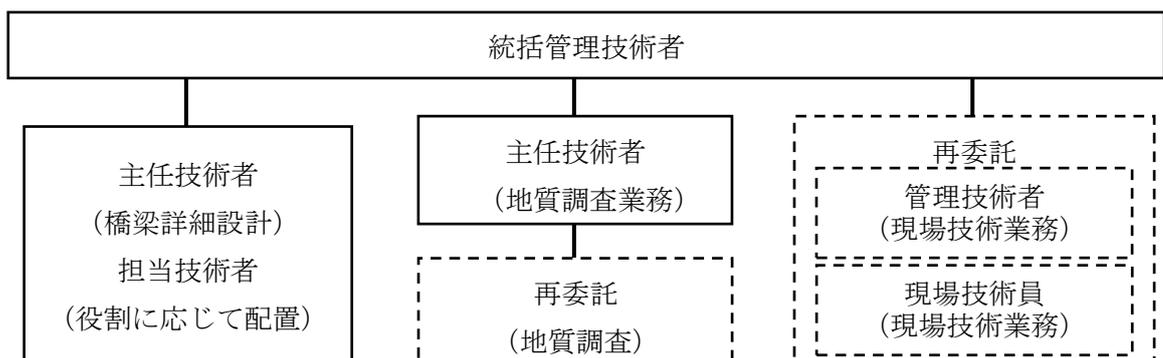
(4) 業務実施体制

業務実施体制は、下記のとおりとし、実施体制確認書【様式2】に該当項目を記載すること。

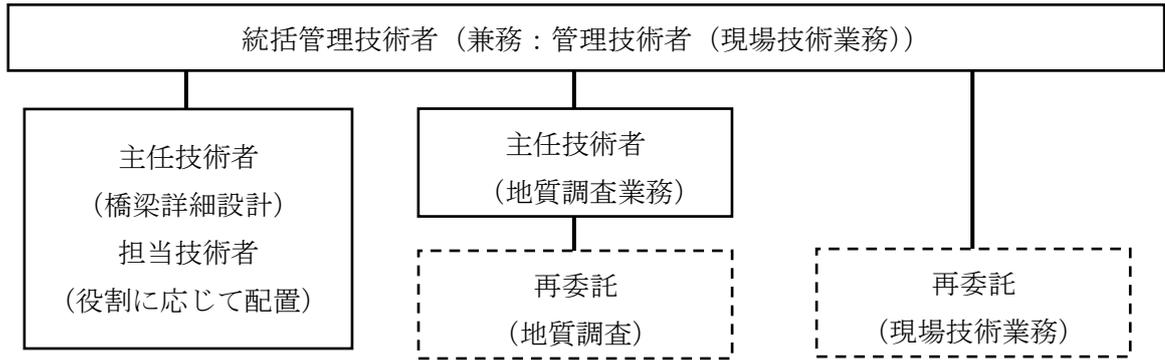
1) 1社単独で業務を実施する場合

- ① 1社単独により業務を実施する場合には、その旨を記載すること。
- ② 他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託の具体的内容を記載するとともに、事前に決定している場合は再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。
 - ・地質調査業務は再委託できるが、主任技術者（地質調査業務）を参加企業で配置すること。
 - ・現場技術業務の再委託の範囲は、「管理技術者と現場技術員の業務」もしくは「現場技術員の業務だけ」であり、「現場技術員の業務だけ」を再委託する場合は、管理技術者（現場技術業務）を参加企業で配置すること【図表1参照】。

図表1 (A) : 現場技術業務全体を再委託する例



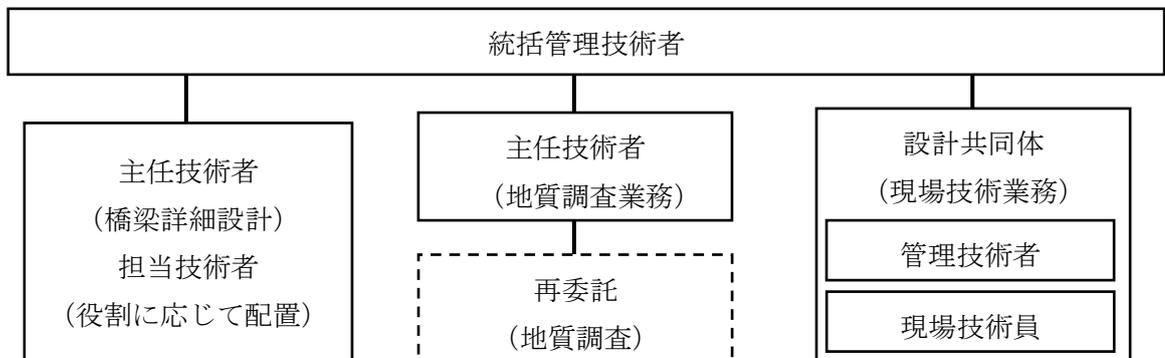
図表 1 (B) : 現場技術業務のうち現場技術員の業務のみ再委託する例



2) 設計共同体で業務を実施する場合

- ①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化せず、2者もしくは3者とすること。
- ②設計共同体により業務を実施する場合、設計共同体の構成員である旨を記載するとともに企業名等を記載すること。
- ③代表者はその旨を記載すること。
- ④統括管理技術者は、設計共同体の代表者が配置すること。
- ⑤各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置すること。
- ⑥各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置すること。
- ⑦一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。
- ⑧他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託の具体的内容を記載するとともに、事前に決定している場合は再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。
 - ・地質調査業務は再委託できるが、主任技術者（地質調査業務）を参加企業で配置すること。
 - ・現場技術業務を設計共同体の構成員で対応する場合、現場技術業務は再委託できない【図表2参照】。

図表 2 : 現場技術業務を設計共同体が実施する例



4. 参加表明書の提出

(1) 受付期間・受付時間

① 受付期間

令和5年5月8日（月）から令和5年5月19日（金）（市の休日を除く。）

② 受付時間

持参の場合は、開庁日の午前8：45から午後5：30まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和5年5月18日（木）の消印まで有効とする。

(2) 提出方法

期間内に提出書類を、下記(3)提出場所まで持参又は郵送すること。

(3) 提出場所

2. 事務局に同じ

(4) 提出書類

① 参加表明書【様式1】

② 実施体制確認書【様式2】

③ 企業の同種・類似業務の実績【様式3】

④ 表彰の有無【様式4】

⑤ 統括管理技術者・照査技術者・主任技術者・管理技術者・現場技術員の実績等【様式5】

⑥ 設計共同体協定書【別添1】

※設計共同体協定書が参加表明書の提出期限に間に合わない場合は、技術提案書と一緒に提出すること。ただし、提出しなかった場合は参加資格を満たさないものとする。

⑦ 添付書類

1) ③及び④に記載された業務実績が確認できる書類の写し。（テクリス登録のある場合は、登録の写しを添付）

2) ⑤に記載された配置技術者の保有資格および実績が確認できる書類及び社員であることの証明資料（健康保険証、源泉徴収票などのいずれか一つ）の写し。

(5) 提出部数 1部

(6) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

(7) 様式について

各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

なお、参加表明書【様式1】を1頁とし、番号を付するとともに全頁数を表示すること。（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）

文字サイズは、10.5pt以上とし、図内の文字は確認できるよう添付すること。読めない文字は評価しない。

(8) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

①参加資格がないと認められた者は、発注者に対して参加資格がないと認められた理由について、様式集【様式6】により、次に従い説明を求めることができる。

- ・受付期間 令和5年5月26日（金） 午後4時まで
 - ・提出方法 メールで提出すること（1回の送信で添付可能なファイルサイズは5MBまで）。
 - ・メールのタイトルは、「波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務及び現場技術業務委託（事業者名）」とすること。
 - ・提出先 2.事務局に同じ
 - ・提出後は、2.事務局に電話により受信確認を行うこと。
- ②発注者は、説明を求められたときは、令和5年6月1日（木）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、技術提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問方法

1) 受付期間

令和5年5月8日（月）より、令和5年5月16日（火）午後3時まで

2) 提出方法

- ・様式は、様式集【様式7】を使用すること。
- ・メールで提出すること（1回の送信で添付可能なファイルサイズは5MBまで）。
- ・メールのタイトルは、「波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務及び現場技術業務委託（事業者名）」とすること。
- ・提出後は、2.事務局に電話により受信確認を行うこと。

3) 提出先

2.事務局に同じ

(3) 回答

質問があった場合には、質問者名を伏せた上で、尼崎市ホームページ（トップページ >産業・ビジネス >各種事業者の方へ >市関連業務の事業者募集）に順次掲載する。

(4) その他

- ・質問は1社につき2回までとする。
- ・電話及び期限を過ぎた質問は受け付けない。
- ・技術提案書を提出する意思のある事業者のみ受け付ける。

6. 一次審査

参加資格があると認められた者について、一次審査評価点の上位3者までを選抜（3者目の一次審査評価点が、同数となるものが複数存在する場合はそれらの者を含む。）し、提案者として技術提案書の提出要請を行うものとする。

ただし、一次審査評価点が、波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務及び現場技術業務委託事業者選定会議（以下、「選定委員会」という。）で設定した基準（別表1参照）に満たない場合は、技術提案書の提出要請を行わない場合がある。

7. 一次審査の評価に関する事項等

一次審査評価点は、下記①、②に対して評価基準に従って算出する。選定委員会で定めた評価基準等は別表1に示す。

下記①、②の項目における一次審査評価点の基準点を満たした上位3者までを選抜する。ただし3番目の一次審査評価点が複数いる場合は、その者すべての者を含む。

- ①企業の技術力評価（実績・成績・表彰・信頼度）
- ②配置予定技術者の詳細設計業務に対する技術力評価（保有資格・実績等）

8. 技術提案書作成に係る既存資料の閲覧など

参加資格審査結果（一次審査結果）の通知後、提案者として技術提案書資料の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

資料閲覧を依頼する際は、閲覧資料に個人情報が含まれるため様式集【様式8】を事前に事務局へ提出すること。

また、技術提案作成に関して現場踏査を実施する際は、様式集【様式9】を事前に事務局へ提出すること。

①資料名

- ・令和2年度：波洲橋地質調査業務委託
- ・ " ：波洲橋交通量調査業務委託
- ・ " ：波洲橋交通渋滞予測業務委託
- ・ " ：波洲橋の補強・架替方針の検討業務
- ・令和3年度：波洲橋橋梁予備設計業務委託
- ・令和4年度：波洲橋架替工事における入札契約方式の検討業務委託

②閲覧場所

- ・2.事務局と同じ

③現場踏査場所

- ・仕様書に示す

④閲覧期間・現場踏査実施期間

- ・参加資格審査結果の通知日より令和5年6月14日（水）午後5時まで（市の休日及び正午から午後1時までを除く。）

9. 技術提案書の作成

(1) 技術提案について

本事業は、技術提案・交渉方式の技術協力・施工タイプを適用するものである。そのため、施工予定者等と詳細設計業務を正確かつ効率的に実施する必要があり、工事に関するリスクを想定し、それらをものように対応・解決していくべきかについて技術提案を求めるものである。

次に掲げる①、②を評価項目とし、説明書及び設計図書に基づき、施工場所の現場条件、現道交通及び周辺環境等にも配慮した技術提案書を提出すること。

実施方針と特定テーマ

①実施方針

当該業務に対する実施方針、取り組み体制、業務工程計画について記載すること。

また、下記ア)、イ)の2つの事項について記載すること。

ア) 技術協力業務との設計協議をスムーズに実施するための取り組み方針

イ) 工事中の設計変更協議等に対して現場技術業務での発注者を支援するための取り組み方針

②特定テーマ

下記、ア)、イ)について提案すること。

ア) 当該橋梁の架替に対する詳細設計を実施するにあたり、現場特性を踏まえた着眼点について

イ) 地元住民や公安委員会との協議、河川管理者等の関係機関と協議するにあたり、取り組み方法や工夫について

(2) 様式について

技術提案の様式については、A4 版縦（文章は横書き）とする。

文字サイズは、10.5pt 以上とし、図内の文字は確認できるよう添付すること。読めない文字は評価しない。

技術提案の記載枚数は、実施方針は 2 枚以内、特定テーマは各 2 枚以内とする。

(3) 技術提案の履行

優先交渉権者は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（発注者が不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く。）

また、優先交渉権者の責により技術提案書の提案事項が達成できない場合は、発注者と協議の上、同等と認められる方法等で履行するものとする。

(4) 技術提案の履行に関する事項

受託者の責めにより、競争に係る技術提案内容が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、違約金及び指名停止等の措置を講ずることがある。

ただし、技術提案の設計において、発注者と協議のうえ、発注者が技術提案を不履行とする旨を指示した場合、又は設計条件の変更、災害により受託者の責めによらない理由による技術提案の不履行については、この限りではない。

(5) 注意事項

①技術提案などの作成については審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現はさけること。参加資格審査を通過した参加者に、本プロポーザルに使用する提出者番号を与えるため、技術提案書は、与えられた提出者番号を使用すること。

②提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等とそれぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。

10. 技術提案書の提出

(1) 受付期間・受付時間

① 受付期間

参加資格審査結果の通知日から令和5年6月23日（金）（市の休日を除く。）

② 受付時間

持参の場合は、開庁日の午前8：45から午後5：30まで（正午から午後1時までを除く。）

ただし、受付期間最終日は、午後3時までとする。

郵送の場合は、令和5年6月22日（木）の消印まで有効とする。

(2) 提出方法

提出方法は、持参の場合の提出先及び郵送の場合の送付の送付先、2. 事務局に同じとする。

なお、郵送の場合には発送した旨を発注者へ電話にて連絡すること。

(3) 提出書類

① 技術提案書鑑【様式10】

② 実施方針（様式はA4縦：文章は横書き）

③ 特定テーマ（様式はA4縦：文章は横書き）

④ 参考委託費見積書及び内訳書（様式はA4サイズとし、書式は自由）

参考委託費見積書は、詳細設計業務と各年度の現場技術業務をそれぞれ作成すること。

現場技術業務は、令和5年度技術者単価を用いること。

内訳書は、仕様書に示す業務項目毎の人工（人・日）からなる直接人件費と直接経費等が分かるように作成すること。

(4) 提出部数

① 正本（要押印）1部

② 副本（社名及び製品名等、業者等が特定されないよう標示がないもの）1部（副本は、電子データ（PDF ファイル）で提出すること。）

(5) 技術提案書提出の辞退

技術提案書の提出を辞退する場合は、様式集【様式11】に必要事項を記入し、提案書提出期限までに提出すること。なお、提出方法は2. 事務局へ持参または郵送とする。

(6) 費用負担

本プロポーザルの書類の作成・提出、技術対話等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

(7) その他

本プロポーザルに提出された書類に関する留意事項は以下のとおりとする。

① 一度提出された書類の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。）

② 提出された書類は、返却しない。

③ 発注者は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。

④ 優先交渉権者に選定されなかった者の技術提案等については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。

11. プレゼンテーション及びヒアリング（以下、ヒアリング等）

技術提案者は提出した技術提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、その内容について選定委員より、質疑を受ける。

- ①令和5年7月7日（金）（予定）
- ②1事業者当たり説明20分、質疑応答20分、計40分を予定
- ③ヒアリング等の資料は、Microsoft Office PowerPointにより作成するものとする。
- ④ヒアリング時の参加者は、予定統括管理技術者の他、共同体の場合は各構成員から1名は参加すること。参加者は4名以内とすること。再委託先の企業の参加は認めない。
- ⑤ヒアリング時の説明は、予定統括管理技術者が行うこと。また質疑については参加者全員に対して実施する予定である。
- ⑥予定統括管理技術者がやむを得ない事由によりプレゼンテーションの説明が困難であると発注者が認めた場合は、他の配置予定技術者に変更することができる。
- ⑦ヒアリングの詳細は、技術提案書の提出後に別途通知するものとする。

12. 二次審査の実施

(1) 優先交渉権者の選定

総合評価点は、二次審査の評価項目を評価した結果に一次審査評価点を合算した評価点に地域係数を乗じたものとし、総合評価点が1位となった者を優先交渉権者として選定する。優先交渉権者として選定した者には、書面により通知する。また、参加資格がないと認められたものに対しては、非選定とされた旨を、それ以外の者に対しては、交渉権者として選定された旨を同じく書面により通知する。

ただし、二次審査評価点が、選定委員会で設定した基準に満たない場合は、参加資格がないと認めたものとして扱う。

「選定委員会」で定めた評価基準等は別表2に示す。

(2) 総合評価点が同点の場合の優先交渉権者選定方法

総合評価点が最も高い者が複数いる場合、下記のとおり優先交渉権者を選定するものとする。

優先順位1：特定テーマへの提案の評価点が高い者

優先順位2：参考委託費見積額が安価な者

(3) 優先交渉権者との契約

優先交渉権者の選定後、業務についての見積合わせを実施したうえで、業務委託契約を締結すると同時に、優先交渉権者が技術協力業務に協力するために発注者並びに市が別途発注する技術協力業務との受注者の役割や権限に関する設計協力協定を締結する。

(4) その他

参加事業者が1者の場合であっても審査・評価は実施する。評価が一定基準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

13. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

参加申込受付	令和5年5月8日(月)～5月19日(金)
質問受付	令和5年5月8日(月)～5月16日(火)
質問回答	順次、市のホームページで掲載 最終掲載日は、令和5年5月18日(木)
参加資格審査結果の通知	令和5年5月24日(水)を予定
資料閲覧・現場踏査	参加資格審査結果の通知日～6月14日(水)
技術提案書等提出期限	令和5年6月23日(金)
ヒアリング等	令和5年7月7日(金)を予定
優先交渉権者の結果通知	令和5年7月13日(木)を予定

14. 選定及び非特定理由に関する事項

- ①優先交渉権者として選定された1者に対しては、選定された旨を書面により通知する。
- ②提出した技術提案書の技術評価点が次順位以降となった者に対しては、次順位以降の交渉権者として選定された旨を書面により通知する。
- ③提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(以下「非特定理由」という。)を書面により、発注者から通知する。
- ④上記③の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して10日(兵庫県の休日を定める条例(平成元年3月28日条例第15号)第2条に規定する休日(以下「休日」という)を含めない。)以内に、書面(様式自由)により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- ⑤非特定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(休日を含めない)以内に書面によりメールで回答する。
- ⑥該当理由の説明請求の受付期間、提出方法及び提出先
 - ア) 受付期間
非選定結果の通知日から令和5年7月28日(金) (市の休日を除く。)
 - イ) 提出方法
 - ・メールで提出すること。
 - ・メールのタイトルは、「波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務及び現場技術業務委託(事業者名)」とすること。
 - ・送信後は、2.事務局に電話により受信確認を行うこと。
 - ウ) 提出先
2.事務局に同じ

15. 優先交渉権者との詳細設計業務に係る仕様書の確認

- ①優先交渉権者は、14.①による通知を受けた後、発注者が別に指定する日までに詳細設計業務に関する仕様書の提出を行い、発注者の確認を受けなければならない。
- ②発注者から上記①で提出した仕様書に基づく設計図書が交付された後、優先交渉権者は当該設計図書に対応する詳細設計業務の見積書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。

16. 優先交渉権者との詳細設計業務に係る見積り合わせ

- ①上記 15.②による発注者の確認後、詳細設計業務に係る見積り合わせを行うものとする。
- ②見積り合わせの日時及び場所は、見積り執行通知書に示す日時及び場所とする。

17. 協定等の締結

(1) 基本協定の締結

波洲橋架替工事に伴う詳細設計業務委託の契約の締結にあたり、優先交渉権者は詳細設計業務完了後の波洲橋架替工事に伴う現場技術業務に関する基本協定【別添 2】を締結するものとする。

(2) 設計協力協定の締結

優先交渉権者の選定後、詳細設計業務に係る見積り合わせを実施したうえで、業務委託契約を締結すると同時に、優先交渉権者が設計協力するために発注者並びに技術協力業務の受託者、波洲橋架替工事における発注者支援業務委託の受託者の 4 者間の役割や権限に関する設計協力協定【別添 3】を締結し、詳細設計業務を行う。

以上

■一次審査の評価項目及び評価基準

項目		評価項目	評価基準	判断基準		点数
参加表明 (企業)	実績 様式3	会社業務 実績	同種又は類似に対する 実績※1	①同種業務 ②類似業務 ③同種類似なし	10 5 0	10
			業務の実績	技術協力・施工タイプ (ECI 方式) の対象工事で、設計協議を実施しながら詳細設計業務を行った業務の実績	5	5
	成績 様式3	同種・類似 業務の業務 評価点※1	同種・類似業務の業務 評価点※1	①同種業務 ・80点～100点 ・70点～79点 ・60点～69点 ・60点未満 ②類似業務 ・80点～100点 ・70点～79点 ・60点～69点 ・60点未満	10 8 5 0	10
				表彰実績	①同種業務での表彰 ②類似業務での表彰 ③他業務での表彰	10 8 5
	信頼度 様式2	企業経営の 信頼度	技術士の取得者数 ・200人以上 ・150～199人 ・100～149人 ・50～99人 ・49人以下	10 8 6 4 2	10	
設計業務 の配置技 術者	統括管理 技術者 様式5 添付書類	資格・実 績等	保有資格	①技術士 ②RCCM ③土木学会認定土木技術者 ④保有資格なしは評価しない	10 8 5 失格	10
			同種又は類似 に対する 実績 (3件ま で)	①同種業務 ②類似業務 ③同種類似なし	10 5 0	10
				①同種業務 3 件 ②同種業務 2 件 ③同種業務 1 件	10 8 5	10
	研究実績 等	R4年度のCPD 活動実績	①年間 50 単位以上 ②年間 50 単位未満	5 0	5	
		設計： 主任技術 者（橋梁 詳細設 計） 様式5	資格	保有資格	①技術士 ②RCCM ③土木学会認定土木技術者 ④上記以外	10 8 5 0
	研究実績 等	R4年度のCPD 活動実績	①年間 50 単位以上 ②年間 50 単位未満	5 0	5	
		設計： 主任技術 者（地質 調査） 様式5	資格	保有資格	①技術士 ②RCCM ③土木学会認定土木技術者 ④上記以外	10 8 5 0
	研究実績 等	R4年度のCPD 活動実績	①年間 50 単位以上 ②年間 50 単位未満	5 0	5	
一次審査評価点＝小計 1						最大 110
参加資格の要件：一次審査評価点に対する評価基準点 66 点（6 割）以上						

※1：実績 1 件を評価する。実績がない場合は参加資格なしと評価する。

■二次審査の評価項目及び評価基準

項目	評価項目	評価の着眼点	点数
技術提案書 様式 10	実施方針 1	業務内容、業務背景、手続きの理解が高く、積極性がみられる場合に評価する。	10
	実施方針 2	業務への取り組み体制、技術協力業務の特徴、重視する設計・施工上の配慮事項についての的確性、実現性等を総合的に評価する。 (特定テーマの事項は除く)	20
	特定テーマ	特定テーマについて、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっている等）を考慮して総合的に評価する。	各 20 (計 40)
ヒアリング		配置技術者に対して実施方針や特定テーマに対する提案内容の理解度等を評価する。	20
参考委託費見積額※1 (設計業務+現場技術業務) 添付書類		$20 \times (\text{全提案中最低の参考委託費見積額} / \text{提案者が示す参考委託費見積額})$	20
二次審査評価点 = 小計 2			最大 110
参加資格の要件：二次審査評価点に対する評価基準点 66 点（6 割）以上			
一次審査評価点 + 二次審査評価点 = 小計 1 + 小計 2			
総合評価点 = (一次審査評価点 + 二次審査評価点) \times (1.0 + 地域係数※2 / 100)			

※1：参考委託費見積額は、設計業務と現場技術業務のそれぞれの見積額の合計金額とする。参考委託費見積額の評価点は、整数止めとし、小数点以下は切り捨てる。

※2：地域係数とは、市内業者の場合は 10%、準市内業者の場合は 5%を（一次審査評価点 + 二次審査評価点）に対して考慮する

- ・市内業者とは、市内に本店又は本社を有する者をいう。
- ・準市内業者とは、市内に支店又は営業所を有し、市外の本店等から委任され、契約の見積り、入札、契約締結等に係る実態的な行為を行う支店等である者をいう。